

I P 無線機賃貸借（リース）に係る仕様書

令和 7 年 1 0 月

大津市総務部危機・防災対策課

I P無線機賃貸借（リース）に係る仕様書

第1章 総則

1 件名

I P無線機の賃貸借（リース）

2 適用範囲

本仕様書は、大津市（以下「甲」という。）が本契約の相手方（以下「乙」という。）から貸借する防災用 I P無線機器及びその付属品（以下「I P無線機等」という。）の仕様について定める。

3 目的

本 I P無線は、甲の防災担当者が災害発生時等において、相互の情報伝達の確保及び各関係者の位置把握を目的とし、対策本部から各関係者に迅速な指示を出すとともに、現場からはリアルタイムの情報を対策本部に伝達することにより、発生した災害等に対する迅速・適切な措置を実施し、住民の生命・財産を守ることを目的とする。また、平時においては、防災担当者相互の事務連絡用に使用し、システム操作に習熟し、緊急時でも正確な操作により、情報伝達の迅速・正確化を図ることとする。災害発生時に複数の通信手段を確保することを目的とし、大津市内においては、孤立地域における情報の収集・発信などの情報伝達手段及び迅速・的確な市の体制整備や災害対応などが行えるよう、孤立対策として導入することを目的とする。

4 契約の範囲

搬入、設定・調整、試験、検査、引き渡し、操作研修及び諸手続とする。

5 数量

I P無線機等 25セット

※詳細は「第2章 設備の概要（3）機器の数量」参照

6 関係法規

物件の仕様のみならず本契約の履行に当っては、次の関係法規を遵守すること。

- (1) 電波法並びに同法に関する規則及び告示
- (2) 有線電気通信法並びに同法施行令及び施行規則
- (3) 電気設備に関する技術基準を定める省令
- (4) 電気通信事業法及び同法関係規則

- (5) 日本工業規格 (JIS)
- (6) 日本電機工業会規格 (JEM)
- (7) 日本電気規格調査会標準規格 (JEC)
- (8) その他関係条例、規則等

7 特許権等の使用

本件に係る特許権その他第三者の所有する権利の対象となるものを使用する場合は、全て乙の責任において処理するものとする。

8 納入場所

大津市御陵町3番1号 大津市役所危機・防災対策課ほか9か所

9 賃貸借期間満了後の諸手続

賃貸借期間満了後はI P無線機器を設置している場所から、機器一式を乙に返却するものとし、回収については、乙が甲に代わって迅速かつ確実に行うものとし、これに要する諸費用は乙の負担とする。

10 提出書類

乙は、契約締結後、甲の指定する期日までに次の書類を提出し、承認を受けなければならない。

- (1) 取扱説明書 2部
- (2) その他甲が必要とする資料 必要部数

11 設定・調整・研修

(1) 乙は、甲の指定した場所及び時間に各施設等の無線機取扱担当者に対し、操作研修会を行うものとする。

(2) 乙は、契約締結後、機器の運用設定及び運用指導は、次のとおりとする。

- ①発注者からの指示による、通信体系表に基づく運用に関するパラメータ等を機器に設定するものとする。
- ②発注者からの指示による、無線機には、個別番号等のラベルを貼付すること。
- ③機器設置後、設置場所等における運用指導を行うものとする。
- ④運用指導は、機器添付の取扱説明書とは別の簡易な取扱説明書（番号帳を含む。）を作成して、操作指導するものとする。

1 2 保 証

賃借期間中の自然故障による修理が必要な場合は、乙が速やかに無償で修理を行うものとする。ただし、甲の責に帰すべき事由により発生したものについては、この限りではない。

バッテリー容量が寿命により劣化した場合、または異常により使用不可能となった場合は無償で交換すること。

1 3 申請及び届出

本仕様書に基づく必要な届出や手続きは、乙の負担において迅速に処理し、業務に支障のないようにしなければならない。

第 2 章 設備の概要

1 概 要

本 I P 無線機は、4 G もしくは 5 G のサービスエリアを利用して日本全国で通信でき、さらに中山間地域においても通信が良好かつ音切れのないクリアな音質、レスポンスの良い高品質の音声通信ができるものとする。

2 機 能

(1) I P 無線機共通機能

- ① 4 G もしくは 5 G のネットワークのサービスエリアを利用できること。
- ② 大津市伊香立生津町、伊香立途中町、比叡平三丁目、山中町、横木二丁目、大谷町、南郷一丁目、石山内畑町、石山外畑町、青山五丁目、桐生一丁目、大石中一丁目、大石曾束三丁目、大石淀三丁目及び大石富川三丁目のエリアで通信できる性能を有すること。
- ③ 複数ユーザーコード設定と着信機能
最大 24 のユーザーコード（利用者の識別単位）が切り替え選択でき、選択中の同一ユーザーコードの無線機間での通信が基本ですが、事前に任意選択した 2 つのユーザーコードでは、選択中でないもう一つのユーザーコードでの着信も可能とし終話前なら折返し通信が行えること。
- ④ 受信中の I P 無線機のプレスボタンを押下しても受信音声が出ること。
- ⑤ 隣接通信機能/自局から事前に設定した任意の半径エリア内の無線機とのグループ通信ができること。

(2) 携帯型 IP 無線機

- ① I P 6 8 の防塵／防水性能であること。
- ② G P S モジュールを内蔵していること。
- ③ 送信 1 : 受信 1 : 待受 8 の動作モードで約 1 2 時間以上使用できること。
- ④ 充電中であっても充電中で無い場合と同様の送受信の運用ができること。
- ⑤ バイブレータ着信機能を搭載すること。
- ⑥ 気象庁が配信する緊急速報、警報等を受信できること。

(3) 機器の数量

携帯型 IP 無線機

品 名	数 量	備 考 (参考該当品名)
携帯型 IP 無線機	25	SK-5000
アンテナ	25	SK-A51
バッテリーパック (1900mAh)	25	SK-P52
シングル充電器	25	SK-P54
充電器用 A C アダプタ	25	SK-P55
以下オプション品		
ベルトクリップ	25	SK-T51
防水用スピーカーマイク	25	SK-M52